相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県坂戸市大字石井二七三八番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十九日　埼玉県坂戸市日の出町一六番一一　坂戸駅前通りハイツ六〇四　相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区奥戸二丁目四四番、最後の住所東京都千代田区外神田五丁目一番七号松倉ビル五F　被相続人　亡　山本　繁夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十九日　事務所東京都中央区銀座一丁目一〇番三号　銀座DTビル四階　相続財産管理人　弁護士　千葉　道則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市道林町ヘ九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　濱田　柳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十九日　石川県加賀市大聖寺上福田町ヌ六三番地の四　相続財産管理人　司法書士　曽根　裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市西浦久連四三七番地一、最後の住所静岡県三島市（若松町）四三七九番地の七　被相続人　亡　佐野　行泰

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十九日　静岡県三島市大宮町三丁目一〇―一三ハシだま法律事務所　相続財産管理人　弁護士　関　亮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒郡平群町大字福貴畑二一五九番地、最後の住所大阪府大阪市生野区新今里五丁目一六番一六号　被相続人　亡　辻村　榮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十九日　大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号　相続財産管理人　川﨑　壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市中村二丁目四八番地、最後の住所愛媛県松山市権現町甲六四八番地一第二権現荘　被相続人　亡　近藤フミ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十九日　愛媛県松山市紅葉町二番一七号ライオンズガーデン松山紅葉町四〇三号　相続財産管理人　薦田　崇充

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月十九日

一、墳墓等所在地　東京都立川市羽衣町三丁目一〇番一六号

一、墳墓等の名称　光西寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　以下本籍全て不詳　野原家　野原弘美（一四―C）、柳谷家　柳谷倉吉・柳谷道男・柳谷マサ・柳谷吉郎（一〇―N）

一、改葬を行おうとする者　東京都立川市羽衣町三丁目二〇番一六号　浄土真宗本願寺派光西寺　代表役員　渡邉　順誠

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月十九日

一　墳墓等所在地　福岡県行橋市大字高来字堂ノ上四一九番地

一　墳墓等の名称　興隆寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳　橋本七太郎、橋本スエ、橋本信明

一　改葬を行おうとする者　福岡県行橋市大字高来字堂ノ上四一九番地　真宗大谷派護法山興隆寺　住職　蓮井　求道

債権申出の公告

当社は、平成十七年四月二十五日横浜地方裁判所にて破産手続廃止決定されましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十四年九月二十七日横浜地方裁判所より当清算人が選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

また、当社の株式を所有する方におかれても、本公告掲載の二箇月以内にお申し出下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年7月19日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東海アナース株式会社　②大阪府知事(2)第52967号　③代表取締役　藤本隆司　④大阪府大阪市中央区南船場一丁目5番21号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区南船場一丁目5番21号　東海アナース株式会社　代表取締役　藤本隆司

①日動建設株式会社　②大阪府知事(12)7760　③代表取締役　山田伸　④大阪府守口市金田町一丁目71番7号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府守口市金田町一丁目71番7号　日動建設株式会社　代表取締役　山田伸

①三井不動産リアルティ株式会社　②国土交通大臣(13)777　③代表取締役　竹井英久　④廃止した従たる事務所　兵庫県神戸市灘区城内通5―1―1　⑤500万円　⑥関東地方整備局　⑦東京都千代田区霞が関三丁目2番5号　三井不動産リアルティ株式会社　代表取締役　竹井英久

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十九日　神奈川県横浜市神奈川区白幡仲町四〇番二六号　日本特殊電機株式会社　清算人　川島　清嘉　連絡先　神奈川県横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ九階　川島法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十五年五月十日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年六月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月十九日　新潟県新潟市中央区西堀前通二番町七一三番地竹内ビル二階　株式会社パワーズフジ〃確定給付企業年金　清算人　伊津　良治